

太子町総合公園体育施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 5 号

太子町総合公園体育施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

太子町総合公園体育施設管理条例施行規則（平成 10 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「条例第 9 条第 2 項」を「条例第 9 条の 2」に改め、同項の表を次のように改め、同条第 2 項を削る。

減免する場合	減免する率
ア 町及びその所属する機関が主催又は共催する事業のために使用するとき。	100分の100
イ 町立の学校園が使用するとき。	100分の100
ウ 町スポーツ協会が大会等の主催事業に使用する場で、教育委員会が特に必要と認めるとき。	100分の100
エ 町内のスポーツ少年団に加盟している団体、太子町認定地域クラブが団体で使用するとき又はスポーツクラブ21の会員が使用するとき。ただし、テニスコートの使用は除く。	100分の50
オ 町立中学校の部活動が使用するとき。	100分の50
カ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者（以下「障害者等」という。）とその介助者（障害者等1人につき介助者1人とする。）が個人で利用するとき。	100分の50
キ 各号に定めるもののほか、町長が特別の事由がある	町長が相当と認める

と認めるとき。	率
---------	---

第 6 条を次のように改める。

(使用料還付の申請手続)

第 6 条 条例第 10 条ただし書きの規定により、使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、太子町体育施設使用料還付申請書を町長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の太子町総合公園体育施設管理条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。